

## 正倉院所蔵「華嚴經論帙内貼文書」(いわゆる新羅村落文書)について

宋 浣 範

### はじめに

正倉院所蔵の新羅文書は、一次史料の少ない古代新羅史研究において、最も重要な史料である。正倉院には、「佐波理加盤付属文書」<sup>(1)</sup>や「正倉院宝物氈貼布記」<sup>(2)</sup>といった新羅古文書が存在するが、なかでももっとも注目されているものがいわゆる「新羅村落文書(民政文書)」であった。その理由は言うまでもなく、古代における新羅の国家支配構造をうかがえる唯一のまとまった行政文書であったからである。

近年、日本での本文書に関する研究成果は、筆者の知る限り、一九八六年の浜田耕策氏による研究史の整理以来あまりみられない。<sup>(3)</sup>しかし最近、本文書に関する研究は韓国において新しい局面を迎えている。文書研究に新しい方法論が導入され、文書の成立年代や性格付けをめぐって、従来の見解とはまったく異なる理解があらわれはじめてい

からである。

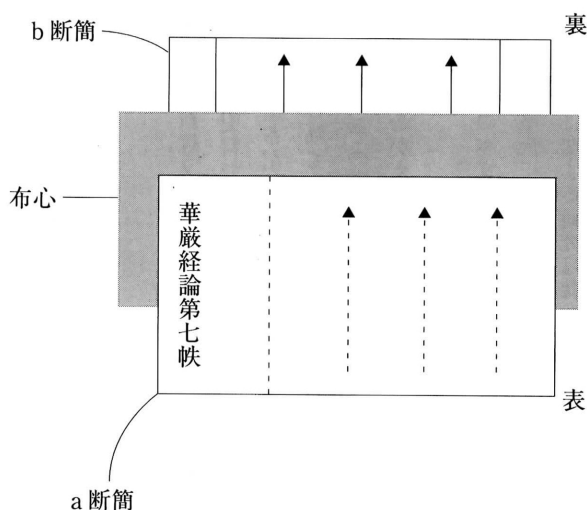
そこで本稿では、古代新羅史研究の前提となる基礎的作業として、最近までの日韓両国における研究動向の整理を行い、さらには文書の釈読や研究の方法についての私見も提示してみたい。

### 一 文書の伝来と現状

いわゆる「新羅村落文書」は、一九三三年一〇月、正倉院中層階下中棚に収納されていた一三枚の経帙のうち、破損修理のために解体された華嚴經論帙の布心に糊貼された状態で発見された。布心の両面に、それぞれ文字の書かれていない白紙の面をオモテにして(つまり文字の書いてある部分を内側にして)表裏一片ずつ貼られていたのである。経帙オモテ面の左上には「華嚴經論第七帙」<sup>(4)</sup>と墨書されている。

文書は二断簡五張からなる。「華嚴經論第七帙」と墨書されている文書(これをa断簡とする)は二張からなり、その裏面に貼られてい

図 「華嚴経論第七帙」の現状



- ↑ は、文字の進行方向
- |---| は、継ぎ目  
(点線は裏面を示す。)

る文書（これをb断簡とする）は三張からなる。  
 文書の寸法は、写真からの実測によると、縦がa・b断簡共に約二九・六センチメートル、横はa断簡が約五八センチメートル、b断簡が約六〇センチメートルである。<sup>5)</sup> なお、完全な紙一枚の長さ、b断簡の二紙目が完存していることから、約五一センチメートルになることがわかる。両断簡は、界線、書風、記載様式などが共通であることから同一の文書であると思われるが、記載内容は連続していない。複数の紙を貼り継いだ文書であることは明らかであるから、おそらくは

本来巻物の形で某官司で保管されていたものが、反故紙として一括して払い下げられ、帙の内貼として使用する際に必要な分だけが切り取られて使用されたのであろう。

なお、本文書は、修理終了とともに、発見された際と同じ状況に戻されたので、現状では見ることができない。現在はその際に撮影された写真があり、また影写本が作られているので、それにより記載内容を知ることができる。近年では、二〇〇二年に奈良国立博物館で行われた第五四回正倉院展で、「華嚴経論帙」が公開された。<sup>6)</sup>

文書の内容については、新羅の行政文書であることは明らかであるにしても、各研究者によって評価は様々である。したがって文書の呼称も、これまで各研究者により様々であった。一九三三年の紹介以来、①民政文書〔野村忠夫…一九五三〕、②村落文書〔旗田巍…一九五八、九〕、③新羅国官文書〔正倉院の書蹟…一九六四〕〔川副武胤…一九六五〕、④緑邑支給帳様文書〔武田幸男…一九七六〕、⑤均田成冊〔兼若逸之…一九七九a、b〕、⑥村落帳籍〔崔南善…一九五四<sup>7)</sup>〕などの呼称がこれまで付けられている。本文書の性格付けはなお検討を要する問題であり、文書内容から文書名をつけることについては慎重であるべきであろう。

本稿では、文書の現状を重視して、ひとまず「華嚴経論帙内貼文書」と呼ぶことを提唱したい。

## 二 日韓における研究史とその課題

一九五三年に野村忠夫氏が本文書を「新羅民政文書」という名称で紹介して以来、本文書は新羅史だけではなく、韓国古代史全体の中で

重要な位置を占めるようになった。ここでは四期に分けて研究史の整理を行ってみたい。

四期の特徴を概観すると、まず第一期（一九五三―一九六九年）は、文書の紹介と基礎的な性格についての研究が多い。第二期（一九七四―一八六年）は、第一期の研究が基礎になって、文書の重要な部分について集中的な研究が行われた。そして第二期の特記すべき点は、日本での本文書についての研究史が、ひとまず完了したというところにあるだろう。さらに第三期（一九八六―一九九五年）は、本文書についての研究が、新羅史だけではなく、韓国古代史の全体にとつて、大きく貢献した時期であった。最後に、一九九五年の尹善泰氏による問題提起に始まる第四期（一九九五年―現在）は、これまでの研究の見直しをはかるものであった。本文書に関する従来の研究について、最も基礎的な部分ですら改めて検討し直される余地があるのではないか、という点を喚起したことの意義は大きい。

次に、各時期で重要な研究と思われる論文をあげて、その特徴と意義について簡単に触れることにする。<sup>(8)</sup> 日本での研究成果は、人名を□で囲んで区別しておく。またハンダで書かれた研究成果は、原題を（ ）の中にあらわす。以下の論文を本文中に引用する際は、〔野村忠夫：一九五三〕のように表す。

第一期（一九五三―一九六九年）

野村忠夫：一九五三年「正倉院より発見された新羅の民政文書について」『史学雑誌』六一―四

李弘植：一九五四年「日本正倉院発見の新羅民政文書」〔日本正倉院発見の〕新羅民政文書『学林』三―一九

七一年「韓国古代史の研究」新丘文化社

崔南善：一九五四年「新羅帳籍零簡」『三国遺事』民衆書館

田鳳徳：一九五六年「新羅の律令攷」〔新羅の〕律令攷「ソウル大

学校論文集 人文社会科学」四―一九六八年

『韓国法制史研究』ソウル大学出版部―一九七一年、渡部学・李丙洙訳「李朝法制史」北

望社

朴時亨：一九五七年「新羅帳籍の研究」〔新羅帳籍の〕研究「歴史

科学」ピョンヤン、一九五七―六―一九六六

年「広開土王陵碑」ピョンヤン、社会科学出版

版社

呉章煥：一九五八年「新羅帳籍よりみた九世紀前後のわが国の社会

経済的状况に関するいくつかの問題」〔新羅

帳籍에서 본 九世紀前後의 우리나라의

형편에 대한 몇 가지의 問題〕『歴史科

学』ピョンヤン、一九五八―五

旗田巍：一九五八、九年「新羅の村落―正倉院にある新羅村落文書

の研究―」『歴史学研究』二二六・二二七。

↓一九七二年「朝鮮中世社会史の研究」法政

大学出版局

崔吉成：一九六〇年「新羅における自然村落均田制―旗田氏の

「新羅の村落」に関する若干の問題―」『歴史

学研究』二二七

川副武胤：一九六五年「新羅国官文書の作帳年次について」〔大和文

化研究』一〇―九―一九八〇年「日本古代王

朝の思想と文化』吉川弘文館

姜晋哲 …一九六五年「韓国土地制度史(上)」『韓国文化史大系2』

高麗大学校民族文化研究所

…一九六九年「新羅の祿邑について」(新羅の 祿邑에 대

하여) 『李弘植博士回甲紀念 韓國史學論

叢』新丘文化社↓一九八九年『韓國中世土地

所有研究』一潮閣

本文書研究の草創期である第一期で、特記される論文は二つである。まず野村忠夫氏の研究は、初めて本文書を紹介し、釈文を提示したところから第一の意義があるだろう。また氏は、本文書が律令法と律令国家の本質の解明に役立つと提言し、李弘植・崔南善・田鳳徳の諸氏に大いに影響を及ぼした。次に旗田巍氏は、本文書の研究をさらに進め、精緻な釈文を提示し、文書作成年代についての見解を示した。氏の文書作成年代としての七五五年説は、第二期の武田幸男氏の論文が公表されるまで、日韓学界の通説的な位置を占めることになった。

第二期(一九七四—八六年)

虎尾俊哉 …一九七四年「正倉院所藏新羅国民政文書に見える「計烟」

の算出法について」『歴史』四五↓一九八二年『古代典籍文書論考』吉川弘文館

石上英一 …一九七四年「古代における日本の税制と新羅の税制」『朝

鮮史研究会論文集』一一

明石一紀 …一九七五年 a 「統一新羅の村制について」『日本歴史』三

二二

…一九七五年 b 「統一新羅の村制について」『民衆史研究』一三

武田幸男

…一九七六年「新羅の村落支配—正倉院所藏文書の追記をめぐって—」『朝鮮学報』八一

木村誠

…一九七六年「新羅の祿邑制と村落構造」『歴史学研究』別

冊

兼若逸之 …一九七六年(明石一紀氏の一九七五年 a 論文評)「新羅古

文書をめぐめる問題について—計烟計算の「基本数」およびその「分數化」を批判する—

(新羅古文書를 둘러싼 問題에 대하여—

計烟計算의 「基本数」 및 그 分數化를

批判함—)『韓國史研究』一四

…一九七九年 a 「新羅「均田成冊」の研究—いわゆる民政

(村落) 文書の分析を中心に—」(新羅「均田

成冊」의 研究—이른바 民政(村落) 文書

의 分析을 中心으로—)『韓國史研究』二

三

…一九七九年 b 「新羅「均田成冊」での烟人動態の復原試

図—(新羅「均田成冊」에서의 烟人動態의

復原試圖)『韓國史研究』二七

…一九八〇年「新羅「均田成冊」より推定される平均寿命

(新羅「均田成冊」에서 推定되는 平均寿

命)『韓國史研究』三〇

…一九八四年 a 「新羅「均田成冊」での烟人動態の実態」

〔新羅「均田成冊」에서의 烟人動態의 實態〕『誠信研究論文集』一七

…一九八四年b「新羅「均田成冊」の分析を通じてみた村落支配の實態」〔新羅「均田成冊」의 分析을

통하여 본 村落支配의 實態〕延世大學校 大學院博士學位論文

林尙善 …一九七七年「新羅の丁田制について(1)」〔新羅의 丁田制에 대하여 (1)〕『歴史科学』ピョンヤン、一九七七一四

…一九七八「新羅の丁田制について(2)」〔新羅의 丁田制에 대하여 (2)〕『歴史科学』ピョンヤン、一九七八一一

李泰鎮 …一九七九年「新羅統一期の村落支配と孔烟―正倉院所藏の村落文書再検討―」〔新羅統一期の 村落支配와 孔烟―正倉院所藏의 村落文書再検討―〕『韓國史研究』二五

姜晋哲 …一九八〇年「新羅統一期の土地制度」〔新羅統一期の 土地制度〕『高麗土地制度史研究』高麗大學校 出版部

李鍾旭 …一九八〇年「新羅帳籍を通じてみた統一新羅の村落支配体制」〔新羅帳籍을 통하여 본 統一新羅의 村落支配体制〕『歴史學報』八六

李鍾旭ほか討論 …一九八〇年「正倉院發見新羅村落文書について」〔正倉院發見新羅村落文書에 대하여〕『歴史學報』八六

〔浜中昇〕 …一九八二年「統一新羅における均田制の存否」〔朝鮮學報〕一〇五―一九八六年

…一九八三年「新羅村落文書にみえる計烟について」〔古代文化〕三五―二―一九八六年

…一九八五年「統一新羅の村落と村主」〔歴史學研究〕五四七

…一九八六年「朝鮮古代の經濟と社会―村落・土地制度史研究―」法政大學出版局

崔在錫 …一九八二年「統一新羅の家族形態―新羅村落文書の分析―」〔統一新羅의 家族形態―新羅村落文書の分析―〕『東方學志』三四

李宇泰 …一九八三年「新羅村落文書の村域についての一考察」〔新羅村落文書の 村域에 대한 一考察〕『金哲俊博士華甲紀念史學論叢』知識產業社

〔浜田耕策〕 …一九八六年「新羅村落文書」研究の成果と課題―その作成年および内省の禄邑説を中心に―」〔律令制―中國朝鮮の法と國家―〕汲古書院

第二期は、本文書研究の深化期といえるだろう。まず武田幸男氏は、

今までの研究が詳細には触れなかった本文書の別筆とみられる文字に注目し、それを後の追記とみなした上で、文書の作成年代は八一五年であると主張した。また氏は本文書を、内省あるいは内省の官職に支給された「禄邑」関係の文書の一種と解釈し、文書の性格を「禄邑帳」と理解するなど、後の研究に及ぼした影響は絶大である。また兼若逸之氏は、統一新羅において均田制が受容されたとする立場から、

本文書の性格を「均田成冊」と位置付けた。これに対し浜中昇氏は、統一新羅での均田制の実施に否定的な立場から、兼若逸之氏の「均田成冊」説を批判した。

第三期（一九八六—一九五年）

李仁哲 …一九八六年「新羅統一期の村落支配と計烟」（新羅統一期の村落支配と計烟）『韓国史研究』五四

…一九九三年 a 「新羅の村と村民支配に関する研究—正倉院所蔵新羅帳籍を中心—」（新羅の村と村民支配に関する研究—正倉院所蔵新羅帳籍を中心—）『韓国史研究』五四

…一九九三年 b 「新羅の村と村民支配に関する研究—正倉院所蔵新羅帳籍を中心—」（新羅の村と村民支配に関する研究—正倉院所蔵新羅帳籍を中心—）『韓国史研究』五四

…一九九三年 c 「新羅政治制度史研究」一志社

…一九八七年「新羅の禄邑についての若干の問題点」（新羅の禄邑についての若干の問題点）『韓国史研究』五四

…一九八九年「韓国中世土地所有研究」一潮閣

…一九八七年「新羅村落文書についての新考察」（新羅村落文書についての新考察）『韓国史研究』六四

…一九九一年「三国及び統一新羅税制の研究—新羅村落帳籍についての新考察—」（新羅村落帳籍についての新考察）『韓国史研究』六四

金基興 …一九八七年「新羅村落文書についての新考察」（新羅村落文書についての新考察）『韓国史研究』六四

…一九九一年「三国及び統一新羅税制の研究—新羅村落帳籍についての新考察—」（新羅村落帳籍についての新考察）『韓国史研究』六四

究』（三国 및 統一新羅税制の研究）歴史批評社

安部井正 …一九八九年「新羅村落文書に見える九等戸区分について」（新羅村落文書に見える九等戸区分について）『朝鮮学報』一三三三

金鍾瑋 …一九八九年 a 「正倉院所蔵新羅帳籍にみえる奴婢」（正倉院所蔵新羅帳籍にみえる奴婢）『歴史学報』一三三

…一九八九年 b 「日本正倉院所蔵新羅帳籍の作成年度とその歴史的背景」（日本正倉院所蔵新羅帳籍の作成年度とその歴史的背景）『アジア文化』五

…一九八九年 c 「統一新羅の官謨田査」（統一新羅の官謨田査）『韓国史研究』六六

李喜寛 …一九九二年 a 「統一新羅時代の村主位田査と村主勢力の成長」（統一新羅時代の村主位田査と村主勢力の成長）『国史館論叢』三九

…一九九二年 b 「統一新羅時代の官僚田の支給と経営」（統一新羅時代の官僚田の支給と経営）『新羅産業経済の新研究』一三三

…一九九四年 a 「新羅村落帳籍にみえる村の性格」（新羅村落帳籍にみえる村の性格）『李基白先生古稀記念 韓国史学論叢（上）』

…一九九四年 b 「統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—」（統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—）『新羅村落帳籍についての新考察』中心。

…一九九四年 c 「統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—」（統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—）『新羅村落帳籍についての新考察』中心。

…一九九四年 d 「統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—」（統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—）『新羅村落帳籍についての新考察』中心。

…一九九四年 e 「統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—」（統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—）『新羅村落帳籍についての新考察』中心。

…一九九四年 f 「統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—」（統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関する検討を中心に—）『新羅村落帳籍についての新考察』中心。

ロ―) 西江大学校博士学位論文↓一九九九年

一九九五年 a 「統一新羅時代の烟受有田(田)とその経営農民」(統一新羅時代の 烟受有田(田)과 그 經營農民) 『史学研究』 五〇

一九九五年 b 「統一新羅時代の孔烟の構造に関する新しい理解」(統一新羅時代の 孔烟의 構造에 關한 새로운 理解) 『韓國史研究』 八九

一九九五年 c 「新羅の支配体制と関連するいくつかの論争についての検討」(新羅의 支配体制과 關連하는 몇 가지의 論争에 대한 檢討) 『韓國古代史論叢』 七

李泰鎮 一九九〇年 「新羅村落文書の牛馬」(新羅村落文書の 牛馬) 『碧史李佑成教授定年紀念論叢 民族史の展開とその文化(上)』

李仁在 一九九〇年 「新羅統一前後期租税制度の変動」(新羅統一前後期租税制度의 變動) 『歴史と現実』 四

一九九三年 「新羅統一期烟戸の土地所有」(新羅統一期烟戸의 土地所有) 『東方学志』 七七―七九合併号

一九九四年 「新羅統一期租税收取基準と等級烟」(新羅統一期租税收取基準과 等級烟) 『歴史と現実』 一一

一九九五年 「新羅統一期土地制度研究」延世大学校博士学位論文

南豊鉉 一九九二年 「正倉院所蔵新羅帳籍の吏読研究」(正倉院所

蔵新羅帳籍の 吏読研究) 『中斎張忠植博士 華甲紀念論叢』

浜中昇 一九九三年 「新羅村落文書を通してみた土地開発と分村」 『神田外語大学紀要』 五

金琪燮 一九九三年 「新羅統一期の戸等制と孔烟」(新羅統一期の 戸等制과 孔烟) 『釜大史学』 一七

李宇泰 一九九三年 「新羅西原京研究の現況と課題」村落文書を中心に」(新羅西原京研究의 現況과 課題― 村落文書를 中心으로―) 『湖西文化研究』 一一

魏恩淑 一九九五年 「帳籍文書を通じてみる新羅統一期農家の副業経営」(帳籍文書를 通해 본 新羅統一期 農家の 副業經營) 『釜大史学』 一九

第二期の研究成果が、主に日本の研究者達によりなされたのに対し、第三期は韓国での新進の研究者達により多くの成果があげられたことが特徴であると言えるだろう。この成果は、三人の学位論文にあらわれた。まず李仁哲氏は、本文書に記された村は一般的な行政村であるという立場から、本文書を「新羅帳籍」とし、文書作成年度は八一五年であり、その作成主体は州司であるとした。その上で烟受有田(田)支給の実像は、農民達を土地に拘束する、擬制的均田制として作用している」と理解した。李喜寛氏は、本文書に見える村を、全国的に存在する一般村とする立場から、文書を「村別田(田)台帳」とし、禄邑・官僚田・官謨田(田)・烟受有田(田)・村主位(田)の順に分析し、統一新羅土地制度の成立と運用に関して考察した。これらに対して李仁在氏は、統一

新羅期の土地制度を、強化された私的<sup>(10)</sup>土地所有権の成長と、それに伴う国家の土地・民衆の支配方式の転換に焦点を合わせて分析したところに特徴がある。その他見逃せないのは、南豊鉸氏の吏誥研究である。本文書の研究において、難解な吏誥の存在は、文書の理解を困難にしていたが、南氏により、体系的な文書の理解が可能になった。さらに浜中昇氏は、第二期の研究をさらに進展させて、同文書の四箇所の村落が小規模であると指摘しながら、各村が分村を目的にする土地開発を活発に行ったとみてよいと主張する。

第四期(一九九五—現在)

- 尹善泰 …一九九五年「正倉院所蔵新羅村落文書の作成年代—日本の華嚴経論流通状況を中心に—」(正倉院所蔵新羅村落文書の作成年代—日本の華嚴経論流通状況を 中心—)『震檀学報』八〇
- …一九九六年「新羅村落文書の作成年代と記載様式—中国日本の帳籍文書との比較検討を中心に—」(新羅村落文書の作成年代と記載様式—中国日本の帳籍文書との比較検討を 中心—)『歴史学会月例発表会発表文』(三三三—回)
- …一九九八年「新羅の力祿と職田—祿邑研究の進展のための提言—」(新羅の力祿と 職田—祿邑研究の進展を 위한 提言—)『韓国古代史研

究』一三

- …二〇〇〇年 a 「新羅統一期王室の村落支配—新羅古文書と木簡の分析を中心に—」(新羅統一期王室の村落支配—新羅古文書と 木簡の分析を 中心—)『ソウル大学校博士学位論文』
- …二〇〇〇年 b 「新羅村落文書の記載様式と用途」(新羅村落文書の記載様式と 用途)『韓国古代中世古文書研究(下)』ソウル大学校出版部
- 李仁哲 …一九九六年『新羅村落社会史研究』一志社
- …二〇〇〇年「新羅統一期の私的<sup>(11)</sup>土地所有関係の展開」(新羅統一期の私的<sup>(11)</sup>土地所有関係の展開)『歴史学報』一六五
- 全徳在 …一九九七年 a 「統一新羅時代戸等制の性格と機能に関する研究」(統一新羅時代戸等制の性格と機能に関する研究)『震檀学報』八四
- …一九九七年 b 「統一新羅期戸等算定基準」『歴史と現実』二二三
- 李喜寛 …一九九七年「統一新羅時代の内視令と村落支配」(統一新羅時代の内視令と村落支配)『歴史学報』一五三
- …一九九九年『統一新羅土地制度史研究』一潮閣
- 李仁在 …一九九八年「新羅統一期の結負制」(新羅統一期の結負制)『東方学志』一〇一
- 金寿泰 …二〇〇〇年「新羅の村落帳籍」(新羅の村落帳籍)『韓国古代史学会夏季セミナー発表文』



第四期には、第三期の李仁哲・李喜寛両氏の研究成果が、単行本として出版された。一方、尹善泰氏による一連の成果は、それまでの本文書の研究に対して、基礎的な部分からの再検討を迫ることとなった。特に本文書成立の時期についての新しい見解は、従来の文書作成年代研究の根本を見直す大胆な試みであった。尹氏の論旨は後に詳しく触れるが、氏は六九五五年説を主張している。また金寿泰氏の研究史整理は、近年の韓国での研究成果を論点ごとに分けて分析したもので、参考文献の整理も豊富である。本稿と合わせて参照されることを願う。

以上のように本文書について、約五〇年間の研究史を四期にわけて整理してみた。その結果、文書の判読と文書作成年代という、最も基礎的な部分が問題として残されていることが明らかにになった。本文書に関する研究は、改めて基礎的な部分から再検討する時期を迎えているのではなからうか。そこで以下では、文書の判読と文書作成年代という二点に絞り、さらに詳細に検討していきたい。

### 三 文書の積読

これまでの研究で、各研究者はそれぞれ積文を提示しているが、なかでも以後の研究に最も大きな影響を及ぼしたのは、武田幸男氏の提示した積文である〔武田幸男・一九七六〕。以後日本で出された積文の多くは、武田氏のを踏襲している。一方韓国においては、李基白編『韓国上代古文書資料集成』で提示された積文が、一九九〇年代の研究の基礎となっている。この積文も様々な点で武田氏の積文をベースにしている。この他にも様々な研究者により積文が提示されているが、近年、金寿泰氏は、旗田巍・武田幸男・兼若逸之・李基白・

李仁哲・李喜寛・尹善泰の七人の示した積文を比較して表にまとめており有用である。<sup>91)</sup>

こうした様々な積文が提示される背景には、基礎となる文書の写真が必ずしも普及していないという現状がある。写真版の公開は、日本では正倉院事務所編の『正倉院の書蹟』（日本経済新聞社、一九六四年）と同『正倉院宝物 中倉Ⅱ』（毎日新聞社、一九九五年）、そして正倉院展図録では、平成三年度と平成一四年度のものに収められている。一方韓国では、現段階では李基白氏のもの、『韓国古代中世古文書研究（上・下）』（ソウル大学校出版部、二〇〇〇年）などに、写真版と活字版の両方が提示されている。

正倉院事務所が一九九五年に示した積文は、現段階では最新のものであるが、その判読の特徴は、慎重を期すあまり、従来の積文に比べると必ずしも踏みこんだものとはなっていない。

筆者は今回、正倉院事務所より本文書の写真の頒布をうけ、積文の再検討を行った。これまでの積読の成果をふまえ、筆者の積読案を稿末に示す。

### 四 文書作成年代について

第五四回正倉院展における「華嚴経論帙」の説明によると、本文書の成立時期に関して、七五五年から八七六年までの時期に作られたのではないかとする従来の説に触れつつも、いまだ定説は確立されていないと述べている。<sup>92)</sup> 実際本文書の作成時期に関する従来の見解は、次に示すように、一九五三年に紹介されて以来、様々な年<sup>93)</sup>の上の〇は、乙未年を指す。

○七五五年…旗田巍、崔吉成、兼若逸之、李基白、姜晋哲、金寿泰

七五六年…川副武胤

七五七年…野村忠夫

七五八年…明石一紀、南豊鉉

○八一五年…李弘植、崔南善、田鳳德、武田幸男、木村誠、浜田耕策、

金基興、李仁哲、李喜寬

八一六年…金哲竣、朴時亨

○八七五年…李弘植、崔南善、金鍾璋

八七六年…金哲竣、朴時亨

本文書の作成年代解明の核心は、文書中にみえる「乙未年」を何時に見るかにある。文書中に「乙未年」は、「乙未年烟見賜」という形で、三箇所登場する。<sup>(14)</sup>この記載から、乙未年に烟の調査がなされたことが分かるので、本文書作成年代の推定には格好の材料になるわけである。統一新羅<sup>(15)</sup>において「乙未年」は、六九五年・七五五年・八一五年・八七五年・九三五年にあたるが、このうち九三五年は、新羅滅亡の年であるから除外するとして、全部で四つの可能性が残る。従来の研究史では、七五五年説と八一五年説が有力視されており、特に八一五年説は、多くの研究者達の支持を得てきた。<sup>(16)</sup><sup>(17)</sup><sup>(18)</sup>七五五年の主な根拠は、本文書のa断簡の九行（二八行は可能性あり）とb断簡の八・二三・二五行に出ている「烟受有田・查」を、『三国史記』聖徳王二十一年（七二二）八月条にみえる「始給百姓丁田」の「丁田」と解釈するところにある。一方の八一五説の根拠は、本文書の性格を「祿邑」と

関係する文書として理解し、聖徳王二十一年の記事の丁田とは無関係で

あるとし、『三国史記』景徳王十六年（七五七）三月条の「除内外群官月俸、復賜祿邑」という記事に注目する。

第四期に入ると、尹善泰氏により六九五年説が主張される。氏の説は、作成年代の問題にとどまらず、斬新な研究方法を導入し新たな問題提起を行っている点で画期的である。以下では尹氏の本文書の作成年に関する新説を紹介し、さらに尹氏の主張に対する七五五年説や八一五年説を支持する立場からの反論、また尹氏の再反論についてあわせて紹介したい。

尹氏は二つの観点から本文書の作成年代を推定している。第一は、文書に記載された「年」「壹月」などの表記の問題、第二は、「華嚴経論」が新羅から日本にもたらされた過程の問題である。

まず第一の問題からみてみよう。『旧唐書』卷九、本紀九、玄宗本紀下、天宝三載（七四四）正月丙辰朔条に「改年為載」とあり、また、同卷一〇、肅宗本紀、至徳三載（七五八）二月丁未条に「改至徳三載為乾元元年」とあることから、唐の天宝三載（七四四）から至徳三載（七五八）にかけて、「年」ではなく「載」の字を用いていたことがわかる。尹氏はこの事実注目する。

これとほぼ同時期の新羅の金石文の中に、「年」を「載」と記しているものが存在することを尹氏は指摘する。『大方広仏華嚴経』の跋文に「天宝十三載」「乙未載」、无尽寺鐘銘に「天宝四載」、雁鴨池木簡に「天宝十載」とあるが如くである。つまり同時期の新羅においても、唐の影響を受けて「載」の字が使用されていたのである。ところで、本文書では「年」の字が使用されている。このことは、七五五年を作成年代とする説にとって不利な証拠となるだろう。

次に尹氏は本文書中の「壹月」という表記に注目する。中国では、

則天武后の時代に周正（周曆）を採用したことがあった。『旧唐書』卷六、本紀六、則天皇后載初元年（六八九）正月条によると、

改永昌元年十一月為載初元年正月、十二月為臘月、改旧正月為一月。

とあり、この時から旧来の十一月を正月、十二月を臘月、正月を一月と称することを定めている。そして久視元年（七〇〇）に至って旧に復している。<sup>(23)</sup>これらは実際、唐代の古文書にも実例がある。<sup>(24)</sup>

中国での変更をうけて、新羅においても月の呼称が変更されている。『三国史記』卷八、新羅本紀八、孝昭王四年（六九五）条に「以立子月為正」とあり、この時立子月（十一月）を正月と定め、同九年（七〇〇）条に「復以立寅月為正」とあり、旧に復し立寅月（一月）を正月と定めたことがわかる。

以上のことから、本文書のb断簡三一行にみえる「甲午年壹月」の表記は、六九五年―七〇〇年の間になされたものと考えざるをえない。この間に「甲午年」という干支年は存在しないが、六九五年の前年である六九四年が「甲午年」にあたる。そこで尹氏は次のように考える。文書の作成年代は乙未年―六九五年であり、この年に周曆が採用されたことにより、前年の甲午年の正月に対しても、遡って「壹月」と記さざるを得なかったのではないか。なぜならば、文書作成年代の「正月」は旧曆の十一月を意味するので、甲午年の正月を「壹月」と記載しないと、十一月と混同する恐れがあるからである、と。

これに対しては、李喜寛氏と金寿泰氏による反論がある。まず李氏は、新羅慶州の雁鳴池出土八号木簡を「甲寅年壹月九日□□□□」<sup>(25)</sup>と読み、甲寅年は七七四年と推定されることから、八世紀中頃にも正月を壹月と書いていた事例があるとす。<sup>(26)</sup>また金寿泰氏は、同じく則天

武后時代に制定された則天文字一七字が、同文書には全くみられず、「壹月」の表記変更だけが採用されていたとするのは不審であるとの疑問を投げかける。さらに金氏は、尹氏の「文書作成時の「正月」は、旧曆の十一月を意味するので、甲午年の正月を壹月と記録しないと、十一月と混同する恐れがあるので」という部分を、迂遠な解釈と批判している。<sup>(27)</sup>

尹善泰氏は李喜寛氏の批判に対して、再反論をしている。氏は、李喜寛氏が右の木簡の判読において、恣意的な解釈をしていると批判し、特に判読不明の「壹八九月」の部分を「壹月九日」と修正して読み、七七四年にも正月を壹月と記したという解釈には承服し難いという。<sup>(28)</sup>次に第二の問題に移ろう。尹氏は、経帙の内貼に使われた本文書と密接に関わる『華嚴経論』そのものの、日本への流入過程に着目する。<sup>(29)</sup>

『華嚴経論』については、「旧訳華嚴経」六〇巻の注釈書として、北魏の靈辨（四七七―五二二）が撰した一〇〇巻本があり、「新訳華嚴経」八〇巻の注釈書として、唐の李通玄（六三五―七三〇、あるいは六四六―七四〇）が撰した四〇巻がある。尹氏は経帙の表題に「華嚴経論第七帙」とあることから、一帙一〇巻とすると少なくとも七〇巻分は存在していたことになるとし、靈辨の一〇〇巻本がおさめられていたと推定する。

一方、文献史料から当時日本に将来された『華嚴経論』について考えてみると、朝鮮系華嚴経の将来者である審祥の底本と思われる『華嚴論六十五巻』<sup>(30)</sup>が注目される。その中でも天平一九年（七四七）一月一九日「自内裏奉請疏本」（『大日本古文书』一〇巻二七八頁）に「華嚴論七帙六十五巻」とあり、さらに神護景雲二年（七六八）「一切経奉請文書継文」に「華嚴経論一部六十五巻 般若帙七枚」（『大日本

古文書』一七卷一二九頁）とあり、その所有者は審祥であるとされる。ちなみにここにみえる「穀皮」とは原料の楮であり、内貼に使われている本文書も楮紙であることから、両者は密接に関連していると尹氏は指摘している。

ところでこの審祥が『華嚴経論』を将来した時期は不明だが、没年については、遅くとも七五年であるとされており、<sup>31)</sup>審祥とこの『華嚴経論』が密接に関係するとすると、本文書の作成年もそれ以前にならなければならない。一方、本文書b断簡の一六行にみえる「西原京」が設置されたのは神文王五年（六八五）であることから、<sup>32)</sup>上限年は六八五年となる。かくして本文書の作成年は六八五―七五年の間にしぼられ<sup>33)</sup>この間に存在する「乙未年」は六九五年以外には考えられない、というのである。

これに対しては、李仁哲氏の反論がある。氏は同文書の性格を「村帳籍」と理解したうえで、本文書が六九五年に作成されたとしても、七四〇年以前に日本にもたらされるのは不可能であるという。というのは帳籍の保管は普通二、三〇年間であるから、この文書が新羅の写経機関に払い下げられる時期は七一五年頃となり、その後華嚴経論写経事業が始まり、約一〇年の月日を経て、七三〇年頃によく華嚴経論が完成し、さらにそれが新羅学問僧審祥に渡されて、日本に渡り一〇年後である七四〇年に金鐘寺で華嚴経を講義することができた『東大寺要録』巻五、諸宗章第六、華嚴宗条「東大寺華嚴別供縁起」とするのは、あまりに偶然を重ねる無理な解釈ではないかと、尹説を批判している。<sup>34)</sup>

## おわりに

以上、「華嚴経論映内貼文書」をめぐる、日韓両国の従来の研究、文書の釈読、そして近年の韓国での新説について述べた。くり返しになるが、尹善泰氏の研究は、本文書の成立年代や将来年代を考える上で従来の研究に再検討をせまるものである。特に、尹氏が着目した「年」と「載」、「壹月」といった表記の問題は卓見であるといえよう。また、『華嚴経論』の日本将来について、新羅学問僧審祥を媒介にしてその過程を復原していくという作業は、今後も大いに検討されるべきであろう。六九五年作成説を補強する意味でも、また新羅と日本との文化交流を知る上でも、興味深い課題である。

この点について李仁哲氏の批判があることはすでに紹介した。ここで筆者の見解を述べておくと、李氏の尹説批判の前提に、本文書を帳籍であるとする見解がある点に注意しなければならない。帳籍文書であることからこそ、二、三〇年間保管されなければならないというわけであるが、果たしてそう考えてよいだろうか。本文書には追記や修正の痕跡があり、正文というよりもむしろ案文として用いられたものではないだろうか。とすれば、必ずしも長期間保存される必要はないであろう。文書の作成年代と廃棄年代には大きな時間差がなかったとも考えられるのである。また李氏は『華嚴経論』写経作業には一〇年位の期間がかかるだろうと推定しているが、この推定は恣意的であり、<sup>35)</sup>実際にはそれほど長期間はかからなかったであろう。

いずれにしても現段階において、本文書の作成年代を六九五年とする尹善泰氏の説は、様々な批判はあるものの、決定的な欠陥は存しておらず、十分有効であると考ええる。

もし、本文書成立年が六九五年であるとするならば、これまで主張

されてきた七五五年説や八一五年説によって統一新羅史を理解してきた従来の研究は再検討をせまられることになる。現段階では、六九五五年説は十分に検討されるどころか、日本ではほとんどその存在が知られていない。一方韓国でも、六九五五年説はまだ少数派にとどまっているのが現状である。本稿ではそうした現状に鑑み、現段階での研究動向をまとめることを第一の目標とした。

今後の展望としては、日本でこれまで行われてきた膨大な正倉院文書研究の蓄積をふまえ、<sup>(36)</sup>新羅古文書研究の一環として、本文書の成立伝来についてさらに検討を重ねていくべきであろう。またそれほど注目されていなかった本文書の書風についても、今後の研究では、さらなる関心を持つて観察することが必要であろう。<sup>(37)</sup>

附記1 本論文は、東京大学大学院人文社会系研究科で開かれた、史料編纂所石上英一先生担当ゼミでの報告をもとにしている。

附記2 論文成稿の後、石上英一先生から、宮崎健司氏・小林芳規氏の以下の研究について、紹介いただいた。宮崎健司「大谷大学図書館蔵『判比量論』と大安寺審祥」(史聚会編『奈良平安時代史の諸相』高科書店、一九九七年)によると、大谷大学蔵『判比量論』は、その書風・書体・料紙の検討から、八世紀前半の書写にかかる新羅からの舶載経と考えられ、また、『判比量論』自体の希少性から、これが正倉院文書に見える審祥写経そのものであるという。また小林芳規「大谷大学蔵新出角筆文献について」(大谷大学図書館報『書香』一九九号、二〇〇二年六月、四―六頁)は、大谷大学蔵『判比量論』に見える新羅の文字・記号による角筆に注目され、本資料が新羅からの舶載経であることを明確にした。『判比量論』は、新羅の著名な華嚴僧侶

であった元暁(六一七―六八六)が、咸亨二年(六七二)に撰述したものである。また審祥は天平八年(七三六)に良弁の招聘により華嚴経講説を行っていることから、審祥写経の日本伝来は七三六年前ということになる。

八世紀前半に新羅で書写された經典が、七三六年前という早い段階で日本に伝来されていたという事実は、本稿で想定した『華嚴経論』の伝来過程についてもその蓋然性を高めるものと考えており、『華嚴経論帙内貼文書』の作成年代を六九五年とする上での一つの傍証となり得るだろう。右の資料を送ってください宮崎健司氏にお礼を申し上げます。

また、校正中に、新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』(東京堂出版、二〇〇三年一月)所収の、尹善泰「新羅村落文書研究の現状」を知った。併読されることを願う。

最後ながら、本論の成稿に当たって、石上英一先生、佐藤信先生を始め大学院生の皆様・諸先輩方にお世話になった。特に稲田奈津子氏、山形大学の三上喜孝氏に感謝を表したい。

a 斷簡

1

2 當縣沙耆漸村見內山楹地周五千七百廿五步 合孔烟十<sup>二</sup> 計烟四余分三

3

此中仲下烟四 下上烟二 下之烟五 合人百卅<sup>二</sup> 此中古有

4

人三年間中產并合人百卅五 以丁廿九<sup>一</sup>以奴一 助子七<sup>一</sup>以奴一

5

追子十<sup>一</sup> 小子<sup>九</sup> 三年間中產小子五 除公一 丁女卅<sup>〇</sup>

6

以婢五 助孝十一 以婢一 追孝九 小孝八 三年間中產小孝八<sup>一</sup>以婢一

7

除母<sup>一</sup> 老母一 三年間中列加合人二 以追子一 小子一

8

合馬廿五 以古春廿二 三年間中 合牛廿二 以古春十七 三年間中加牛五

9

合畜百二結二負四束 以其村官議畜四結 烟受有畜九<sup>〇</sup>結二負四

10

東 以村主位畜十九結七十負 合田六十二結十負<sup>〇</sup>東 並烟受有之

11

合麻田一結九負 合桑十四 以三年間中加纏內九十<sup>〇</sup>

12

合栢子木百廿 以三年間中加纏內卅四 古有八十六 合秋子木百十<sup>〇</sup> 以三年間中加纏內卅八古

13

乙未年烟見賜節公等前及白他郡中妻追移<sup>〇</sup> 數合人五

14

小孝一<sup>一</sup> 除母一<sup>一</sup> 丁女二 列廻去合人<sup>七</sup> 以丁二 追孝一<sup>一</sup> 小子二<sup>一</sup> 丁女二<sup>一</sup> 死合人<sup>〇</sup> 以丁一

15

小子三<sup>一</sup>以奴一 丁女一 小孝一 老母三 賣如白貫甲一

16

合无去因白馬二 並死之 死白牛四

17

18 當縣薩下知村見內山楹地周万二千八百卅步 此中薩下知村古地周八

19

千七百七十步 掘加利何木杖谷地周四千六十步

20

合孔烟十五 計烟四余分二 此中仲下烟一<sup>一</sup> 下上烟二<sup>一</sup> 季

21

下仲烟五<sup>一</sup> 兼季子 下之烟六<sup>一</sup> 以季五 三年間中取坐內烟二

22

合人百廿五 此中古有人三年間中產并合人百十<sup>〇</sup>

23

以丁卅<sup>〇</sup>以奴四 助子五 追子二 小子二 三年間中產小子三

24

老公一 丁女卅五<sup>一</sup>以婢三 助孝四 追孝十三 小孝六

25

三年間中產小孝三 除母一 老母二 三年間中加取內合

26

人七 以列加人<sup>三</sup>以丁一 追孝一 小孝一 取坐內烟合人四<sup>一</sup>以助子一 老公一 丁女二

27

合馬十八 以古有馬十六 三年間中加馬二 合牛十二 以古春十一 加牛一 合<sup>〇</sup><sup>〇</sup><sup>〇</sup>三結<sup>〇</sup><sup>〇</sup><sup>〇</sup>十四

28

負九束 以其村官議畜三結六十六負七束 <sup>〇</sup><sup>〇</sup>畜五十九結

29

九十八負二束 合田百十九結五負八束 並烟受<sup>〇</sup> 合麻田<sup>〇</sup>結

30

<sup>〇</sup><sup>〇</sup> 二百八十 以三年間中加纏內百八十九 古有九十一 合栢子木六十<sup>〇</sup>

31

以三年間中加纏<sup>〇</sup> 合秋子木七十一 並苦之

32

乙未年烟見<sup>〇</sup> 烟七廻去孔一 以合人三 以丁一 <sup>〇</sup>五二 列<sup>〇</sup>去<sup>〇</sup>合

1 以下仲烟一 下之烟六 三年間中新収坐内烟一  
 2 合人<sup>六十九</sup> 此中古有人三年間中産并合人六十五  
 3 以丁十<sup>六</sup> 助子二 追子七 小子<sup>六</sup> 三年間中産小子三

.....

4 丁女十四 助孝四 追孝三 小女四 三年間中産小孝二  
 5 老母一 三年間中新収内合人七 以列収内小孝一  
 6 収坐内烟合人六 以丁一 追子一 小子一 丁女二 追孝一  
 7 合馬八 以古有四年間中加四 合牛十一 以古有五年 三年間中加六  
 8 合杏七十一結六十七負 以其村官讓杏三結 烟受杏六十  
 9 八結六十七負 合田五十八結七負 一束並烟受有之  
 10 合麻田一結<sup>口</sup>負 合桑七百卅<sup>以三年間中加種桑九十</sup>  
 11 合栢子木卅二<sup>並前内親令節植内之</sup> 合秋子木百七<sup>並古之</sup>  
 12 列廻去合人<sup>四</sup> 以丁一 丁女一 小孝一 列死合人<sup>六</sup> 以丁一 小子一  
 13 合无去因白馬四<sup>死以實如白三</sup> 死牛一  
 14 前内視令節植内是而死白栢子木十三

16 西原京<sup>口口口</sup>村見内地周四千八百步 合孔烟十 計烟一余分五  
 17 此中下仲烟一 下之烟九 合人百<sup>六十八</sup> 此中古有人三年  
 18 間中産并合人百十四 以丁十<sup>七</sup> 以敬二 助子<sup>八</sup> 以敬二 追子<sup>六</sup>  
 19 小子<sup>九</sup> 三年間中産小子一 老公一 丁女卅<sup>五</sup> 以禮四 助女<sup>四</sup>  
 20 追孝十<sup>一</sup> 以禮一 小孝<sup>三</sup> 三年間中産小孝六  
 21 三年間中列収内合人四 以小子一 丁女一 助孝一 老公一  
 22 合馬十<sup>並古之</sup> 合牛八<sup>以古有七</sup> 加牛一  
 23 合杏廿九結十九負 以其村官讓杏三結廿負 烟受有栢  
 24 廿五結九十九負 合田七十七結十九負 以其村官讓田一結  
 25 烟受有田七十六結十九負 合麻田一結八負 合桑千二百  
 26 卅五<sup>以三年間中加種内六十九</sup> 合栢子木六十八<sup>以古有六十</sup> 三年間中加種内八  
 27 秋子木卅八<sup>並古之</sup> 乙未年烟見賜以彼上烟亡廻去孔一  
 28 以合人六<sup>以丁二 丁女二 小孝二</sup> 列廻去合人八<sup>以丁一 助子一 追子一 小子一</sup>  
 29 以<sup>五</sup> 小孝一 列死合人廿一 以丁五<sup>以敬一</sup> 追子一 老公三 丁女四<sup>以禮一</sup>  
 30 小孝<sup>四</sup> 老母四<sup>以禮一</sup> 孔亡廻一合人<sup>口口口</sup> 助孝<sup>口</sup> 追孝二 小孝一  
 31 甲午年壹月<sup>口</sup>省中及白<sup>口</sup> 追以出去因白妻是子<sup>口</sup>

.....

32 并四<sup>以丁女一 小子三</sup> 合无去因白馬三<sup>以實如白一</sup> 死白馬一 烟燭馬一  
 33 合<sup>口</sup> <sup>口</sup> 以實如白牛一 烟燭<sup>口</sup> 死白牛<sup>口</sup>

凡例

① <sup>口</sup>は、判読のできなかつた文字。<sup>口</sup>の中の文字は、推定。<sup>口口</sup>は、字数が不明な部分。  
 ② 継ぎ目は点線 (.....) で表す。ゴチャックは、追筆力。

(1) 柳雄太郎「正倉院金工の銘文」(正倉院事務所編「正倉院の金工」日本経済新聞社、一九七六年)、鈴木靖民「正倉院佐波理加盤付属文書の基礎的研究」(「正倉院佐波理加盤付属文書の解説」(古代対外関係史の研究)吉川弘文館、一九八五年、初出は一九七七年・七八年)、尹善泰「正倉院所藏佐波理加盤付属文書の新考察」(「正倉院所藏佐波理加盤付属文書」新考察「国史館論叢」七四、一九九七年)、第五十四回正倉院展(奈良国立博物館編、二〇〇二年)六三頁参照。

(2) 東野治之「正倉院既の墨書と新羅の対外交易」(「正倉院文書と木簡の研究」埴書房、一九七七年)。李成市「正倉院宝物貼布記を通して見た八世紀の日羅関係」(「朝鮮史研究会会報」六七、一九八二年)、尹善泰「七五二年新羅交易と「買新羅物解」——正倉院所藏貼布記の解釈を中心に」(「七五二年新羅交易」「買新羅物解」——正倉院所藏貼布記の解釈を中心に」中心の「早」)「歴史と現実」二四、一九九七年)、第五十四回正倉院展(二〇〇二年)五三頁参照。その他に、「買新羅物解」の問題と関連して、東野治之「鳥毛立女屏風下貼文書の研究——買新羅物解の基礎的考察」(「正倉院文書と木簡の研究」、初出は一九七四年)、杉本一樹「鳥毛立女屏風に用いられた文書故紙について——屏風裏面および下貼文書の調査」(「日本古代文書の研究」吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九九〇年)、皆川完一「買新羅物解拾遺」(「正倉院文書研究」二、一九九四年)、李成市「東アジアの王権と交易——正倉院の宝物が来たもうひとつの道」(「青木書店、一九九七年)第一章第三章、東野治之「新羅交易と正倉院宝物」(第五十四回正倉院展、二〇〇二年)などがある。

(3) 管見では一九八六年以後、「安部井正…一九八九」と「浜中昇…一九九三年」があるだけである。

(4) 本文書の表題を、「華嚴経論第一帙」と読んでいる立場もある。正倉院事務所編「正倉院宝物5 中倉II」(毎日新聞社、一九九五年)参照。

(5) 「第四十三回正倉院展」(奈良国立博物館、一九九一年)五〇—五一頁によると、両断簡共に縦は三〇センチメートル、横は五八センチメートルであるという。また(尹善泰…二〇〇〇a)九頁によると、a断簡の横は五八センチメートル、b断簡の横は六〇センチメートルであるという。「第五十四回正倉院展」(二〇〇二年)五六頁には、「華嚴経論帙」の縦が二九・五センチメートル、横は五八・〇センチメートル、文書の縦は二九・六センチメートルという。

(6) 文書の現状に関して従来の言及は、(野村忠夫…一九五三)(川副武胤…一九六五)、正倉院事務所編「正倉院の書蹟」(日本経済新聞社、一九六四年)、(兼若逸之…一九八四b)「第四十三回正倉院展」(一九九一年)、(尹善泰…二〇〇〇a)「第五十四回正倉院展」(二〇〇二年)などがある。

(7) 近年の韓国では、村落帳籍が広く受け入れられている。李基白編「韓国上代古文書資料集成」(一志社、一九八七年、修正増補版一九九三年)、(李仁哲…一九九六)(李喜寛…一九九九)(金寿泰…二〇〇〇)参照。

(8) (李仁哲…一九九六)二二—二七頁では、その間の本文書研究の成果を三期に分けて網羅的に紹介しており、全体的な研究史整理においては便利である。あわせて参照されたい。

(9) (姜晋哲…一九六九)参照。

(10) 「吏読」は古代日本の「万葉仮名」と類似のもので、中国の漢字を新羅式に受容しようとした努力の産物であった。小倉進平「郷歌及び吏読の研究」(京城帝国大学、一九二九年)二七—二七三頁参照。梁柱東「増訂古歌研究」(一潮閣、一九六五年)参照。

(11) (金寿泰…二〇〇〇)五六—五七頁参照。



- (12) 『第五十四回正倉院展』(二〇〇二年)、五六―七頁参照。
- (13) 『浜田耕策…一九八六』五七三―五九〇頁、『李仁哲…一九九六』六三―六四頁に、それぞれの時点での研究史がまとめられている。
- (14) a断簡に二箇所(一三行・三三行)、b断簡に一箇所(二七行)である。
- (15) 周知の通り統一新羅期は、六六〇年百濟滅亡(六六三年の白村江の戦い)・六六八年の高句麗滅亡から、九三五年に高麗の王建によって滅ぼされる期間までを意味する。
- (16) 『旗田魏…一九五八、九』参照。
- (17) 『武田幸男…一九七六』参照。
- (18) 本文書は、新羅の史料でありながら日本側に現存している特殊な事情により、日本側の研究成果に依存する傾向があったことは事実である。特に武田説(八一五年説)は、緻密な考証と文書の筆跡の見分けによる追記の判別などにより、日本学界はもちろん韓国学界でも大勢として受け入れられていた。〔武田幸男…一九七六〕二四三―二四八頁参照。
- (19) 『尹善泰…二〇〇〇』一九―二四頁参照。
- (20) 李基白編『韓国上代古文書資料集成』(修正増補版、一九九三年)二八頁参照。
- (21) 韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文(3)』(駕洛国史蹟開発研究院、一九九二年)三八―一頁参照。
- (22) 新羅慶州の雁鳴池出土木簡については、『雁鳴池発掘調査報告書』二冊(韓国文化公報部文化財管理局、一九七八年)が、後に西谷正ほか訳『雁鳴池発掘調査報告書』(韓国文化公報部文化財管理局編、学生社、一九九三年)で出版された。また雁鳴池木簡に関する李基東氏論文(一九七九年初発表)は、小見山春生氏によって翻訳されて、『國學院雑誌』八三―一六、一九八二年に載せられている。
- (23) 『旧唐書』巻六、本紀六、則天皇后久視元年(七〇〇)十月甲寅条「復旧正朔、改一月為正月、仍以為三歲首、正月依旧為三十一日、大赦天下。」
- (24) 池田温『中国古代籍帳研究―概観・録文―』(東京大学出版会、一九七九年)二三六―二四〇頁は、「正月」を「一月」と記す例を挙げている。また「年」を「載」とする例については、同書の二五九―二八三頁と四六三―四九〇頁参照。
- (25) 李基白編『韓国上代古文書資料集成』(修正増補版、一九九三年)一九頁では、「甲寅年壹八月」 と読んでいる。
- (26) 『李喜寛…一九九九』一三頁の註三六参照。
- (27) 『金寿泰…二〇〇〇』六一―〇頁参照。
- (28) 『尹善泰…二〇〇〇』二三頁の註三五参照。
- (29) 『尹善泰…二〇〇〇』三四―四七頁参照。
- (30) 『大日本古文書』一〇巻二七八頁、一七巻二〇頁、同巻二一九頁、二二巻五五頁。
- (31) 堀池春峰『華嚴経講説よりみた良弁と審詳』(『南都仏教史の研究』(上)東大寺編)法蔵館、一九八〇年、初出は一九七三年)四一七頁参照。
- (32) 『三國史記』巻八、新羅本紀八、神文王五年三月条。
- (33) 凝然の『三國仏法伝通縁起』中によると、審祥による華嚴経講義は、天平二年(七四〇)の金鐘寺華嚴経講義(『東大寺要録』巻五、諸宗章第六、華嚴宗条「東大寺華嚴別供縁起」)以前の天平八年(七三六)に、良弁の招請により行われたという。この記述にしたがえば、本文書の作成年代の下限をさらに限定できる可能性がある。
- (34) 『李仁哲…一九九六』七八頁註一五〇参照。
- (35) 井上薫『奈良朝仏教史の研究』(吉川弘文館、一九六六年)第三章「写

経事業の創始」、第六章「写経事業の展開」によると、日本での個別の写経事業は短期間で行われていたことが分かる。新羅の写経事業もそれに準じて考えることができると思う。

- (36) 具体的には、官文書払い下げシステムの分析と写経システムの解明などの構造的分析を含め、古文書とほかの同時代史料との比較研究など、残された課題は少なくない。正倉院文書研究の最新成果には、石上英一『日本古代史科学』（東京大学出版会、一九九七年）、皆川完一編『古代中世史科学研究』（吉川弘文館、一九九八年）、石上英一・加藤友康・山口英男編『古代文書論―正倉院文書と木簡・漆紙文書―』（東京大学出版会、一九九九年）、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』（吉川弘文館、一九九九年）、榮原永遠男『奈良時代の写経と内裏』（塙書房、二〇〇〇年）、杉本一樹氏の註『前掲書』山本幸男『写経所文書の基礎的研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）、西洋子『正倉院文書整理過程の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）などがある。

- (37) 神田喜一郎『正倉院の書蹟の概観』（正倉院事務所編『正倉院の書蹟』）一三頁によると、「この「新羅国官文書」の書は実に見事である。おそらく朝鮮の墨書の書蹟として、朝鮮日本を通じて現在最古のものであろう。その点、貴重すべきことはいままでもないが、何かにつけて当時範を朝鮮にとっていた日本の書を考える上にも、またきわめて貴重すべき資料である。そうしてその書風が大宝二年（七〇二）の戸籍の書と一脈相通するものがあるのは、特に注意すべき点である」という。その他に、「川副武胤（一九六五）は、この書風を「六朝風」の影響を示す大宝二年の御野国戸籍（聖徳太子の法華義疏にみられる書風）に近い書体と理解している（二九八頁参照）。また東野治之氏は、「藤原官木簡の書風について」（同『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年、初出は一九七七

年）二九一―二九七頁で、本文書の書風と藤原官の木簡との書風は六朝風の丸みある筆致である共通点があるのを指摘し、書風からみる際、同文書の作成年代も八世紀を下らないとみるのが妥当であるといい、具体的に「此」の字と「奴」の字に注目しながら古い六朝風の書風は朝鮮半島の影響であろうと主張する。同氏の註『前掲書』も参照。そして鬼頭清明『木簡の書風』（『古代木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三年、初出は一九七八年）と、同『各地の木簡から』（『木簡の社会史―天平人の日常生活―』河出書房新社、一九八四年）一四三―一四七頁では、古い六朝風の書風は藤原官木簡から見ることができるといい、藤原官が造営され始めた時期には、唐との直接交流がほとんどなく、先進的な文物は新羅から受容されていたことと関係しているのではないかと指摘している。